

会 議 録

会 議 名	令和 6 年度第 2 回野田市行政改革推進委員会
議題及び議題ごとの 公開又は非公開の別	1 行政改革大綱の取組項目の一部修正について（公開） 2 市民との協働について（公開） 3 民間活力の有効活用について（公開）
日 時	令和 6 年 9 月 5 日（木） 午前10時から正午まで
場 所	市役所低層棟 4 階 委員会室
出 席 者 氏 名	○委 員 赤瀬川 和枝、五百川 和家恵、小高 正浩、逆井 優子、津田 義裕、長島 宏行、松本 純子、望月 秀嗣、谷田貝 しづ子、山本 和也 ○事務局 今村 繁（副市長）、大久保 貞則（総務部長）、宮澤 一弥（市民生活部長）、宇田川 克己（自然経済推進部長）、小沼 京治（環境部長）、飯塚 等（土木部長）、小林 智彦（福祉部長）、代田 明洋（健康子ども部長）、松本 正明（総務部次長兼公共施設管理課長）、森下 元博（市民生活部次長兼防災安全課長）、山口 忠司（福祉部次長兼高齢者支援課長）、伊原 誠宏（市政推進室主幹）、寺門 洋行（総務課長）、初見 龍一（行政管理課長）、須賀 良平（市民生活課長）、茂木 大介（スポーツ推進課長）、中山 晶博（環境保全課長）、池岡 貴志（清掃計画課長）、大月 聡（清掃管理課長）、坂齊 和実（道路サービス課長）、海老原 純一（生活支援課長）、岡田 勇貴（障がい者支援課長）、内田 一也（児童家庭課長）、宮下 幸治（子ども保育課長）、田嶋 秀志（行政管理課長補佐）、水越 紀秀（行政管理課事務管理係長）、田村 和樹（行政管理課事務管理係主査）、平野 剛史（行政管理課事務管理係主任主事）
欠 席 委 員 氏 名	なし
傍 聴 者	4 名
議 事	第 2 回野田市行政改革推進委員会の会議結果(概要)は、次のとおりである。
	1 開会

司会（行政管理課長補佐）	令和6年9月5日午前10時、開会を宣言。 会議成立、会議録作成のための録音、会議の公開及び傍聴人の入室について説明。
	2 議事 議事1 行政改革大綱の取組項目の一部修正について
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。
行政管理課長	行政改革大綱の取組項目の一部修正について説明
山本会長（議長）	行政改革大綱の取組項目の一部修正について質問、意見はあるか。
	《意見なし》 ほかに質問等がなければ、議事1「行政改革大綱の取組項目の一部修正について」は事務局案のとおり了承することとしてよいか。 《異議なし》 事務局案のとおり了承することとする。
	議事2 市民との協働について
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。
行政管理課長	市民との協働について説明
山本会長（議長）	市民との協働について質問、意見はあるか。
望月委員	資料7ページの一番上に市報等の配布、自主防犯組織による防犯活動、自主防災組織による防災活動、ごみ減量の推進、まちづくりに係る自治会との協働について記載されている。この内容は非常に多岐にわたるものであり、次ページには負担軽減という言葉が記載されているが、自治会での役割が多い中で負担軽減はあり得ないと考えているが、具体的な負担軽減策があるのであれば教えていただきたい。 今まで負担軽減として行われてきた取組として、行政からの配布文書の軽減があった。各部署からの配布文書の回覧業務

	があった中で、具体的な量は不明であるが、大幅な削減をされたということは実感している。 ただし、一番負担が大きいのは月 2 回の市報の配布である。平成30年に実施した自治会長に対するアンケートの中でも51%の人は月 2 回から 1 回の配布にしてほしいと回答している。そのときの市の判断は、市報から提供される情報は、市民生活において非常に大きなものであるため、2 回配布を継続しているとのことであったが、市報配布を月 1 回に減らしてもらえれば、相当な負担軽減になると考えている。 また、自治会の会員数は減少傾向にあり、野田市の自治会加入率は61%程度になっており、他市と比べても、動向は変わらない。これを打破することが必要であると考えており、各自治会も努力している。しかし、新しく自治会に加入してほしい若い世代というのは、ほとんどが共働きで、子どもは保育所に預けている世帯が多く、自治会の加入について話をすると、「土日は子どもたちのために使いたいため、自治会の行事には参加できない。」との意見であった。このような状況の中、防犯、防災、美化といった活動を全て自治会が行うことは難しい。簡単に解決できるわけではないが、今後市で対策を検討いただきたい。また、自治会の負担軽減という言葉を経率に記載してほしくないと考えている。
市民生活部長	具体的な部分はこれからであるが、例えば、防災活動では、「ながら防災」ということで見直しを図った部分もある。防犯活動についても、例えば、時間や日時を指定の上、皆さんで集まっていくことは手法の一つであるが、組織的な形式ではなく、普段行っているウォーキングやペットの散歩などを通じて、「ながら防犯」を実施している自治体もある。今後、検討を行い、可能な限り負担軽減につなげていきたいと考えている。自分たちの日常生活の一端で、わざわざ何かをやるのではなく、ついでに実施するということができると思うため、検討を進めていく。
津田委員	地域の自治は市、自治会、社会福祉法人、NPO法人などがある中で、例えば配送業者など企業との協働について検討いただき、多様な主体が協働するための橋渡し役をしていただきたい。
市民生活課長	企業との連携については検討していなかったことから、新たな御意見として参考にさせていただく。

逆井委員	私は自治会に入っているが、40代くらいの家庭に仕事が集中する現状がある。一方で、防犯パトロールなど地域の顔合わせができる場を設ける重要性も感じている。資料の中で、自治会の負担軽減が打ち出されていることは良いと感じるが、自治会に加入するメリットやアイディアを積極的に打ち出していくと良いのではないかな。
長島委員	具体的な方策を大綱に記載すると、それだけをやればいいと職員が認識してしまうことが一つ懸念としてある。また、大綱に記載されていないことは、逆にやらなくていいという認識になる可能性がある。そのためにも、大綱に具体的に記載するよりは、行政改革の背景を職員が自覚し、方策の一つとして書き留めることが重要だと考える。
五百川委員	私が加入する自治会では、班長が市報を配布する役割を担っている中で、一人暮らしの老人が班長を引き受けた後に認知症を発症されたことで、前班長が2年連続で配布業務を負担する状況があった。高齢になるとできないこともあるため、配布が月に1回であれば負担軽減につながると感じる。
総務部長	行政文書については真に必要な文書のみ配布をお願いするところまでかなり削減を行った。市報については、市民の方にとって重要なお知らせがあるということで、月に1回にしてほしいという御意見は承知しているが、当面は引き続き2回とさせていただいている。今後は、自治会の皆様の話を聞きながらDXの推進ということでホームページなど様々なツールの活用を研究していく。 また、先ほど、長島委員から、大綱に具体的な内容を記載するのはいかがかというお話をいただいた中で、大綱には全体的な方針を記載させていただき、この場で議論いただいた御意見については、大綱に基づいて作成する実施計画の中で各部署で議論の上、計画に反映させていただく。
副市長	自治会連合会の方と協議する中で、市報の配布についても、様々な意見があったことから、検討を行った。市でもポスティングや新聞販売店に協力をいただいて、新聞を取っている家庭以外への全戸配布というようなことも検討した経緯もあるが、連合会との話合いの中で、市報の配布が地域コミュニティで重要な「つなぐ」という役割も持っているため、当面はこの形でいくことになった。ただし、高齢化など様々な問

長島委員	題もあるため、継続的に検討が必要な状況である。今回いただいた企業との協働の話や自治会加入のメリットの話については、自治会連合会との協議事項に加える。 大綱の項目を見ていくと、自治会が行政の請負組織のような位置付けで書いてあるが、自治会は本来、自治組織であるため、市が使うという観点で記載することに疑問を感じる。協力いただくのは良いと思うが、下請として依頼するのではなく、在り方を少し見直した方がいいと考えている。若い人が自治会に加入しない状況の中で、自治会で苦勞されている方と協議を行っても改善策は出てこないと感じる。市職員や自治会、外部の人たちも含めて、自治会組織の今後の在り方について考え、危機感をもって、施策を打ち出すといった内容を大綱に記載していただくと良いと感じる。
谷田貝委員	自治会長が大変なのは承知しているが、自治会の役員を楽しんでやっている方もいると思う。自治会が楽しく、地域のお祭りなどと同じように活動することができれば、協賛する企業も自然と増えて、地域が活性化すると感じる。また、市民意識調査の結果、自治会がない、自分の自治会がわからない、加入の方法がわからないという回答が多数を占めているが、この３点については市で周知を行っていただきたい。
望月委員	自治会を通して市報の配布等を実施することが一番コストが安いと、自治会を活用いただいていると思うが、行政では十分なサービスを確保しつつも、コストを下げなければならないという矛盾がある中で、どこかのタイミングで検討しなければならないと感じている。
副市長	市報配布については、コストを抑えるために自治会へお願いしているということではない。先ほど申し上げたとおり、ポスティングや新聞折り込みについても検討した経緯がある。また、近所付き合いが希薄になっていく中で、少しでも地域の交流の機会を設けるということが市報配布の趣旨である。新聞折り込みについては、新聞を購読する方は自治会加入率より低いため、折り込みするとますます見る人が少なくなる。ポスティングについても、一部の地域には配布できないという現状があり、難しい面がある。自治会に加入していない方への対応として、希望があれば郵送するほか、公共施設等にも設置しているが、情報は十分に届いていないと認識している。自治会加入率が減少傾向にある中で、市報が届かな

	い家庭が多くなっていくという危機感を持っているため、絶えず良い方法に見直さなければならないと考えている。 また、自治会のことは決して下請と考えているわけではない。前向きな事柄を記載しないといけないことも承知しているが、長島委員からお話があった、若い人たちの意見という部分であるが、自治会の話合いの場に参加していただいている方は、前向きな方であり、一般の若者と違う意見であることが多い中、そもそも自治会の存在意義を認めていない方の意見を反映することは難しい。近所付き合い自体が希薄になっている中、自治会に入っていないなくても情報が取得できる時代である。スマートフォンを用いて話し合う若い方が多い中で、対面で人と人とのつながりをどのように作っていくか計画を立ててはどうか、という御提案であるが、個人的には相当難しいと考えている。いずれにせよ、自治会連合会にはいただいた意見は全てお話しして、協議をさせていただく。
長島委員	組織を作って検討してほしいと思っているのではなく、自治会の問題は重要な課題であると認識しているが、なかなか解決策がないと言っているだけでそこから先に進んでいないと感じる。大きな課題であるため、やらない言い訳を考えるのではなく、何か新しい切り口を考えることを大綱に記載してほしい。 自治会に入っているメリットを考えるのであれば、自治会に入らないと情報が来ないというような状況にするなど、様々な手立てがあると思う。地域や近所の人たちのつながりを濃くする上で自治会は有効であるため、自治会を活性化させるような施策を考えるということを記載した方が良いと考えている。
副市長	行政改革大綱の方針の中に、そもそもの自治会の在り方、自治会の意義が記載されていないため、修正させていただく。
山本会長（議長）	自治会の加入率は、その分母である総世帯数が増えれば増えるほど下がると思うが、最も総世帯数が多い船橋市が一番加入率が高い理由について伺いたい。
市民生活課長	分子である加入世帯については、各市ともに同じ方法で算出している。分母である総世帯数の部分について、野田市は住基人口を元に計算しているが、国勢調査を基にした常住人口を使っている自治体もある。仮に野田市が常住人口調査によ

	る数字で算出すると、数ポイント上昇する。市町村によって計算の方法が異なっているため、全く同じ比較にはならない。
山本会長（議長）	ほかに質問等がなければ、議事2「市民との協働について」自治会の方針の中でコミュニティの核として自治会の意義を積極的に働きかける旨の文章を、もう少し強く打ち出す形に一部修正の上、了承することとしてよいか。 《異議なしの声》 一部修正の上、承認することとする。 議事3 民間活力の有効活用について
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。
行政管理課長	民間活力の有効活用について説明
山本会長（議長）	民間活力の有効活用について質問、意見はあるか。
小高委員	指定管理者制度を積極的に導入されていることはよく分かった。資料9ページに多くの利用者から指定管理者に対する評価等の意見をいただき、運営に生かしていくということが記載されているが、そのとおりであると考えている。指定管理者制度は行政の負担軽減やコストの面でメリットがある一方、管理、運営している施設の現場の状況やサービスが十分に市民に行き渡っているかを注視するため、フォローアップ選定委員会を開催していると思う。目に見える部分はフォローアップ選定委員会により行政が現場の状況を確認するなどフォローが可能であると感じた一方で、目に見えない部分も注視していく必要があると感じている。例えば事業者は指定管理事業だけを行っているわけではなく、様々な事業に携わっていることが推察される。その場合、他の事業の部分で環境の悪化や経営状況が思わしくないなどの事態に陥ると、指定管理施設側でリスクを抱えることになるが、指定管理者のチェック体制について伺いたい。
総務部長	指定管理者の財務の状況については、年に1回フォローアップ選定委員会で事業者に報告を求めており、貸借対照表や収支に関する書類を提出してもらい、確認を行っている。ま

	た、他の事業も展開していることによる施設の管理運営への影響については、一例として、保育所の財務状況を見たときに、建設仮勘定が計上されていれば他に保育所を建てていることが把握できるため、全国展開する企業であれば、保育所を新設することにより保育士が野田市内の保育所から異動してしまう事案が発生していないかなど、保育士の確保状況等について確認を行っている。
小高委員	指定管理者の評価は市職員が財務状況も含めてチェックしているのか。
行政管理課長補佐	フォローアップ選定委員会の委員は庁内職員で構成されており、指定管理者の財務状況等についても内部で協議の上、評価している。
小高委員	運営規模が大きい施設や多くの市民が利用する施設など、サービスが滞った場合に影響が大きい施設に関しては、他自治体においても、会計士による財務状況の確認等、第三者評価を実施している。野田市では指定管理者評価における第三者評価の活用は検討しているか。
行政管理課長補佐	他自治体において、指定管理者の第三者評価を活用していることは把握しているが、市における第三者評価の活用については、今後の検討課題としている。
逆井委員	資料3の8ページ、市の担当部署において業務報告書の作成や確認等のための事務負担が大きくなっているため、その負担軽減を図ると記載しているが、負担が大きい要因についてどのように負担軽減を図っていくのか伺いたい。
行政管理課長	業務報告書等の記載項目が複雑ということもあり、担当職員の時間外勤務が発生しているため、業務報告書等の簡素化について検討していく。
逆井委員	資料の保育の質を確保するというキーワードが心に響いた。保育士が不足している中で、保育の質を確保するという理念が市にはあることが市民にも分かりやすく届くと感じた。
津田委員	PPP、PFIに関しては、国の指針において内閣府や総務省から人口10万人以上の自治体は、令和5年度末までに指針

	を策定する旨の通知があったと思うが、今の段階で作成を検討していること自体に問題はないのか。また、P P P、P F I 手法導入優先的検討指針は項目が7つあるが、運用を開始した際に、各担当課が戸惑わずに事業を進めることが可能であるか伺いたい。
行政管理課長	令和5年度中の策定が間に合わなかったことから、このタイミングで策定したいと考えている。現時点で指針はないが、個別案件として、資料にも記載のとおり、総合公園内プールの跡地活用について、民間活力導入可能性調査を実施している。 2点目のP P P、P F I 手法導入優先的検討指針の運用後の市内体制については、行政管理課で進行管理を行っていきたいと考えている。
谷田貝委員	指定管理者施設において、利用者の意見を聞くための制度は必要であると考えているが、利用者アンケートは多くの施設で導入されているのか。
行政管理課長補佐	指定管理者施設においては、利用者アンケート又は利用者からの意見を吸い上げる手法を必ず採用している。頂いた意見は、フォローアップ選定委員会において利用者意見として報告いただいているほか、月例報告書の中で特筆すべき事項や早急に対応が必要である事項について報告を義務付けている。
副市長	市民への平等な利用機会の提供やサービスの向上も指定管理者制度の視点の一つであることから、指定管理者を選定する際の評価基準の中にアンケートの実施について定めており、各指定管理者が工夫してアンケートを実施している。
望月委員	公私連携型保育所は施設の無償又は廉価での貸付け譲渡を可能としていると記載しているが、市にどのようなメリットがあるのか伺いたい。
行政管理課長	施設の維持管理を民間事業者が行うことで、維持管理費の負担が軽減されることがメリットである。
副市長	公私連携は基本的に民間施設になるため、1か所の保育所で7,000万から8,000万円程度の経費が浮く試算はできていることから、無償貸与、土地の貸付けを行ったとしても財政的には

逆井委員	有利な制度である。しかし、保育の質の問題があるため、事業者の選定は重要であると考えている。 子どもを学童保育に預けていた経験から、子どもに関することを費用対効果で括ってほしくないと感じる。子どもが減っている中で学童の統合等が必要であることは十分理解できるため、大綱に不満はない。一方で、今後、実施計画を作成する上で、心と教育に重きを置いた実施計画を作っていただきたい。学童指導員も高齢者が多いため、費用対効果だけでなく、預けている時間を将来の人材である子どもたちにとって大事な時間にするための施策を検討してほしい。
長島委員	行政改革大綱は方針であるはずだが、P F Iなどの具体的な部分の記載が多いため、市民が見ても市の全体方針や考え方が分かりづらい。行政改革をどのような考え方や優先順位で進めていくのかを大綱に記載し、具体的な内容を実施計画等に整理していくことが必要だと感じる。 今後、行政改革大綱を定めてから次に見直しをするまでの間に、具体的な部分を行政改革大綱の方針に記載すると、そのことに縛られてしまう可能性があるため、その前提になる考え方をもう少し詳細に記載することが必要だと思う。 また、民間委託するとコストが抑えられるとあるが、そんなことはないと思う。自治体と企業で同じことをやっていれば企業では利益を乗せる分、運営コストは上がる。むしろ民間委託についてはサービスの質を上げるという部分に焦点を当てて進めることが重要である。
副市長	行政改革の意義や目的については、現行の行政改革大綱にも少し記載しているが、総論的な部分をしっかりと説明した上で、大綱の基本的な考え方に基づいて個別の実施計画を作成していくというような構成にしたいと思う。ただし、行政改革大綱は行財政に関する計画なので、経費の面も重視した構成になっている。今の行政改革大綱の基本方針でも多少経費がかかっても質が大きく上がるものについては、行政改革であるということは最初の考え方で示している。また、行政改革大綱に記載していないからやらなくていいというような考えを職員は持っていないため、その点は心配しないでいただきたい。むしろ、どうしてもやらなければいけないことは、市民に対して示す責任があると思っているため、行政改革大綱に記載したいと考えている。

山本会長（議長）	ほかに質問等がなければ、議事３「民間活力の有効活用について」は一部修正の上、了承することとしてよいか。 《異議なしの声》 一部修正の上、了承することとする。 その他、何かご意見等はあるか。
長島委員	自治会や地域という観点で見たときに、民生委員やスポーツ推進員等を誰がやっていて、どこにいるのかということが、縦割りとなっており、分かりづらい状況である。特に民生委員の方には、地域の高齢者や困難を抱えている方などの面倒を見ていただいている。民生委員の方が近くにいることを知っていれば、困ったときに相談することが可能である中で、人のつながりを作っていく、市も地域も縦割りではなく、地域のつながりが見えるような取組を方針の中で記載してもらいたいと感じる。
副市長	市長も部署間における横の連携の重要性について職員に呼び掛けている状況であるが、なかなか進まないことが課題である。行政改革大綱の項目の中に職員の研修等もあるため、部署間の横の連携についても記載したいと思う。
谷田貝委員	自治会と民生委員と様々な団体が協力して活動しているものが、二川地区でいえばあおいそら運動である。民生委員や防犯指導員、自治会長等が協力して年に１回、子ども向けのお祭りを開催しているが、そういった機会を増やして、地域で楽しみながら、縦と横のつながりを深めていくことが協働を行う上で重要であると感じる。
山本会長（議長）	その他、事務局から連絡事項はあるか。
行政管理課長	第３回の開催については、９月２６日木曜日を予定したいと考えているが、決まり次第お知らせする。資料については遅くとも開催日の一週間前までに配布させていただく。 ３ 閉会 正午 閉会を宣言